

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和 6年 7月 3日

「夏の交通事故防止運動」が7月15日からスタート

(同時発表： 県警記者クラブ)

埼玉県では、7月15日から7月24日までの10日間「夏の交通事故防止運動」を県内全域で実施します。

今年の本運動の運動重点は「自転車乗用時のヘルメット着用促進と交通ルールの遵守」「子どもと高齢者の交通事故防止」「飲酒運転の根絶」です。

県内の交通事故死者数は、6月30日現在44人で、前年と比べ4人減少していますが、年齢層別で見ると、高齢者の死者数は13人で全体の約29.5%を占めており、依然として高い割合を占めています。

また、夏休みを迎え、外出の機会や屋外でのイベントが多くなることから、児童・生徒の交通事故や飲酒運転が増えることが懸念され、それらを防止することが大きな課題です。

さらに、昨年から努力義務化された自転車乗車時のヘルメット着用について、頭部を守ることが自転車死亡事故の減少に有効であることを周知し、更なる着用促進に取り組んでいきます。

人も車も自転車も、交通ルールを守り、お互いに思いやりを持って交通事故をなくしましょう。

1 実施期間

令和6年7月15日(月)から7月24日(水)までの10日間

2 運動重点

- ① 自転車乗用時のヘルメット着用促進と交通ルールの遵守

② こどもと高齢者の交通事故防止

③ 飲酒運転の根絶

3 統一行動日

7月20日(土) 交通事故死ゼロを目指す日・自転車の交通事故防止の日

歩行者保護の日・飲酒運転根絶の日

※ 統一行動日とは、関係機関・団体が連携を図り、一斉に交通事故防止の啓発に努める日のことです。